

市民課窓口受付システムの導入に係る情報提供依頼（RFI）

1. 情報提供依頼の目的

「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）において、地方公共団体は、住民に身近な行政サービスを提供する役割を担っており、地方公共団体の行政手続のオンライン化は、住民の利便性向上という観点から優先して行う必要がある。」とされており、その前提として、窓口の見直し（対面手続において紙に書くことを求めない、いわゆる「書かない窓口」への変更等）を含めた業務改革（BPR）にも言及されており、ICTを活用した業務改革（BPR）が求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する新しい生活様式を実践するため、窓口での滞留時間を削減する仕組み（3密対策）が必要となっている。

本市の現状、窓口業務において住民の負担になり、かつ職員の事務作業に多くの時間を要する業務は、住民異動の業務であり、特に転入手続きの効率化が喫緊の課題である。

このような状況の中、本市では、窓口における提出書類の記載等を省略し、来庁者における手続の省力化を図ることにより、「書かない窓口」の実現や、待ち時間の短縮を目指すなどのICTを活用した住民サービスの向上を図るため、市民課窓口受付システムの導入を検討している。その参考とするため、以下に関する情報の提供を依頼する。

2. 情報提供依頼の内容

(1) 提出依頼資料

- ①会社概要資料
- ②窓口受付システム紹介資料（3. 市民課窓口受付システム要求内容に沿って記載すること。）
- ③概算見積書（4. 概算見積書の内容に沿って記載すること。）

(2) 提出方法

持参、郵送、電子メールなど

※提出先は、6. お問い合わせ、提出先のとおり。

※郵送の場合は、下記の提出期限必着とする。

(3) 提出期限

令和4年5月10日（火）午後5時

3. 市民課窓口受付システム要求内容

(1) 住民異動届等の作成

以下の全てのパターンにおいて、住民異動届を作成する機能を記載すること

- ① 他自治体からの通常転入者の場合
- ② 他自治体からの特例転入の場合
- ③ 国外からの転入の場合
- ④ 転居、転出、世帯変更、戸籍異動に伴う職権記載の場合

(2) 付随する手続きに必要な書類の作成

電子的に作成した住民異動届のデータを活用し、付随する手続きに必要な書類（住民票・戸籍等交付請求書や印鑑登録証明書交付申請書など）作成、印刷する機能を記載すること。

(3) 届出書及び添付書類の電子的な保存と管理

電子的に作成した住民異動届と転出証明書や委任状などの添付書類を電子的に保存し管理する機能を記載すること。

(4) 電子保管した異動届及び添付書類の検索機能

電子保管した住民異動届及び添付書類の検索機能を記載すること。

(5) 住民記録システムとの ICT 等を用いた連携

電子的に作成した異動届のデータを使い、住民記録システムでの異動入力負荷を軽減することを目的として、ICT 等を活用した連携の仕組みについて記載すること。

(6) 文字

戸籍統一文字や住基ネット統一文字を網羅し、国際標準化が完了されたフォントである I P A m j 明朝フォントがあるが、提案するシステムで使用する文字について記載すること。

(7) システム構成

提案するシステムの構成について記載すること。なお、LGWAN-ASP サービスを活用したクラウド型システム、またはオンプレミス型システムは問わない。

現在、窓口受付システムを利用する受付窓口は3箇所を想定している。業務運用を想定して、最適なシステム構成を記載すること。

(8) 導入実績

提案するシステムの稼働実績を記載すること。ただし、令和4年3月1日時点で本稼働中のものとし、稼働予定は含まないこと。

(9) その他

上記のほかに、独自で取り組んでいる内容等があれば、その内容を記載すること。

4. 概算見積書

以下の点に留意し、見積書を作成すること。なお、見積書の様式等は問わないものとする。

項	分類	費目	備考
1	システム構築費	ハードウェア導入費	
		ソフトウェア導入費	
		導入諸経費	
2	システム維持費 (60か月分とし、1か月分の費用が分かるように記載すること。)	ハードウェア保守費	
		ソフトウェア保守費	
		サービス利用料	※クラウドサービスの場合

※上記のほかに見積費目が必要な場合は、適宜追加してもよい。

5. 質問

- (1) 質問は、電子メールにて提出すること。(様式は問わないが担当者名を記入のこと)
- (2) 電子メールの件名は「交野市窓口受付システム RFI に関する質問」とすること。
- (3) 質問書の提出期限は、令和4年4月27日(木)正午とする。
- (4) 質問に関する回答は、令和4年5月6日(金)午後3時以降に担当者に回答する。

6. 情報等の取扱い

提供を受けた情報等は、次のとおり取り扱うものとする。

- ・本情報提供依頼は、窓口受付システムの構築に関する知識や技術・予算規模等について、広く情報を得るための手段として実施しているものであり、契約を前提としたものではない。また、今後の調達に関しても、利益・不利益は一切発生しないものとする。
- ・情報提供いただいた事業者に対し、後日、資料等の内容について照会又は追加資料の提供を依頼する場合がある。
- ・本 RPI の実施に要する費用は、すべて事業者の負担とする。
- ・提供を受けた提案・資料等については、貴社に断りなく第三者への配布は行わない。
- ・提供を受けた提案・資料等については、返却しない。

7. お問い合わせ、提出先

〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号
交野市 市民部 市民課（担当：寺島）

TEL：072-892-0121

E-mail：simin@city.katano.osaka.jp